

# 入間東部地区消防組合火災予防条例の一部改正について

(お知らせ)

平成25年8月に発生した京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、多数の者が集合し、多数の火気器具が使用されるなど、火災が発生した場合の危険性が高まるイベント会場の火災予防の徹底を図る目的で、火災予防条例を改正しました。

平成26年7月

対象火気器具\*等を多数の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備をした上で使用することが定められました。

露店等を開設する場合は、消防機関に届出（対象火気器具等を使用する場合に限る）

## ○ 露店等の開設届出書

消防長が「指定催し」として指定した場合・・・

（一日あたりの人出予想10万人以上かつ、露店の数が100店舗を超える規模の催し）

## ○ 火災予防上必要な業務に関する計画提出書

- ・ 防火担当者を定める
  - ・ 火災予防上必要な業務に関する計画を定める
- 催し開催の14日前までに消防機関に届出

集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外となります。

## ※ 対象火気器具

気体燃料・液体燃料・固体燃料を使用する器具

電気を熱源とする器具

(例) 調理器具、ポータブル発電機など

お問い合わせは

入間東部地区消防組合消防本部

予防課 049-261-6007



露店等の開設届出書

|                              |                    |                    |                  |
|------------------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 年 月 日                        |                    |                    |                  |
| 入間東部地区消防組合消防本部<br>消防長 様      |                    |                    |                  |
| 届出者<br>住 所<br>(電話 )<br>氏 名 ⑩ |                    |                    |                  |
| 開 設 期 間                      | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 営 業 時 間            | 開始 時 分<br>終了 時 分 |
| 開 設 場 所                      |                    |                    |                  |
| 催 し の 名 称                    |                    |                    |                  |
| 開 設 店 数                      |                    | 消 火 器 の<br>設 置 本 数 |                  |
| 現場責任者氏名                      | (電話 )              |                    |                  |
| ※ 受 付 欄                      |                    | ※ 経 過 欄            |                  |
|                              |                    |                    |                  |

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。